

中洲小学校 いじめ防止基本方針

I いじめ問題に関する基本的な考え

1. いじめとは

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

平成25年9月28日 いじめ防止対策推進法による定義

※なお、起こった場所は学校の内外を問わない

2. 基本認識

1 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

2 いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計である。

3 いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。

4 いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。

5 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組も急務である。

「いじめの問題に関する総合的な取組について(平成8年7月 児童生徒の問題行動等に関する調査研究会議(報告))」より

3. 本校の基本的な取り組み姿勢

- (1) 子どもの気持ちの理解の深化…児童理解が、生徒指導・生活指導の土台
- (2) 健康で人間尊重の精神の堅持…人間として、対等にふれあうことの体験と良さの実感
- (3) 集団への所属に配慮…生き生きした人間関係・集団力・社会資質を高める
- (4) 希望と生きる気力の確保…一人一人に目標や張りのもてる活動を仕組み出番の機会を!
- (5) <いじめ指導の5原則>の確認…毎職員会、職員連絡会・教務学年主任会・学年会で常に話題とし全職員で取り組む

中洲小学校 <いじめ指導の5原則>

- 1) 弱い者いじめは、他人の生き方を侵害する「悪」である。
いじめる側も、いじめられる側も両方被害者である。両者の気持ち、悩みを受け入れつつも、「いじめは許されないととだ」と毅然とした態度で臨む。
- 2) いじめられている人を責めない。
「いじめられる側にも原因がある」との考えは絶対に認めない。
いじめられる側の受け止め方を大切に、「その程度で…」という見方をしない。
- 3) 第三者はいない。
「見ているだけ」、「関係ない」との傍観者の立場は絶対に許さない。
- 4) 人権教育の徹底。人権感覚の育成。
人種や障害、能力などは個人差ではあっても、差別要素では絶対でない。
- 5) いじめられている子を絶対に孤立させない。
たった一人の理解者が「命」を守ることができる。

II いじめ・不登校を生まない学校の土壌づくり

校内研修の充実

- 生徒指導係、研修係の連携で
- いじめ問題の基本的な考え方の共通認識
- カウンセリングマインド習得のための研修
- 事例研究を通じた研修の継続（演習的手法により）
- 教師の人権感覚向上をめざした研修（言動の自己評価、改善への具体策など）

教育相談の充実

- 相談の最大の窓口は担任（子どもと話す週間の位置づけ）
- 校内相談体制の充実（報告、連絡、相談と関連する系の連携）
- 学校の相談体制の児童保護者への具体的な説明（年度当初に文書を持って通知）
- 対外的な相談窓口の紹介
- 個々課題にかかわる小委員会の開催と、共通認識を持った指導

学級経営の充実

- 児童一人一人の心の理解（すべての生活場面から、背景に留意）
- 人間関係を育てる構成的グループ・エンカウンターの導入
- 個の違いを個性として認める。
- 児童や保護者からの要望を真摯に受け、誠意を持って応える。
- 自信とやる気を引き出す授業をめざす。
- 集団としての規範意識を育てる。

楽しい仲間・明るい学級

- 豊かな人間関係
 - 何でも言えて、何でも聞いてもらえる。できないこと、分からないこと、失敗したことなど、みんなで一緒に乗り越えられる。決して一人でない。
- 共通目標に向かう集団の力
 - みんなが夢中になり、楽しく取り組めるスモール・ビックなステップ目標
- 共通の生活習慣、規範意識づくり
 - みんなで生活を見つめ、相談し、決めてみんなで守る。みんなで評価する。
- 自他の考えが練り上げられ、高みに向かう学びがいがあって楽しい学習
- 担任色、学級色、学年色が生きた一緒にいることそのものが楽しい学級

保護者との連携強化

- 情報交換の継続と相互理解の推進（家庭訪問、電話、連絡帳、通信）
- 授業参観、懇談会、各種行事、学習支援、読み聞かせなど、共通の児童理解の場を計画的に持つ

人権教育の充実

- 規範意識を確立する道徳教育の充実（善悪の判断、生命の尊重、正義感や思いやりなどの価値にふれる）
- 学級活動を通じた生活の振り返り（日常生活内での人権課題や育成課題への取り組み、いじめや意地悪の事例紹介や体験記を読むなど）
- 自尊感情や他者理解を深める活動の充実
- 交流の共通体験を通じた自他の理解（姉妹学級交流、福祉交流、地域交流・社会交流等）
- 校長講話（ふれあい、思いやり、仲よく生きる知恵など）

命の教育の充実

- 生命あるものの命の実感を（植物や野菜の栽培、動物の飼育、花壇作りやその世話、生態観察など）
- 自分や先生と違いのある人から生き方を学ぶ（地域のご老人からこれまでの苦労話や戦争体験等を聞く、地域の人材から専門的なことを学ぶ）
- 校長講話（命への畏敬の念、歴史や偉人に学ぶなど）
- 読書会や図書・ニュースなどの情報紹介、など

人間関係を育む諸活動の充実

- 異年齢集団の活動（地区子ども会の活動発掘、枠を越えての挑戦課題、ふれあい農園・記念遊具遊び、仲間作りや子ども視点での安全確保や生活習慣化など）
- 交流体験（外国を含む他機関や地域、地元地域の方、学級や学年を越えた関わる活動など）
- 奉仕活動の積極導入（してもらう側<受身>から、自らがする側<能動>へ）
- P T A活動や地域活動への協働参画〇〇の作業などのお手伝いなど
- 児童会による交流

III いじめやいじめにつながるトラブルを早期発見するために

1. ポイント

- ① いじめのサインは、いじめられている側からも、また、いじめている側からも出ている。
- ② どんな小さなことでも、「おやっ」と思ったら、必ず声をだして伝え合う。
- ③ いじめのサインは見えにくい。たくさんの眼で、生活のあらゆる場面を見つめていく。
- ④ 子どもの訴えは、決して軽微なものとしてとらえず、真摯に受け止めて十分聞き取る。

2. 早期発見に結びつく場面

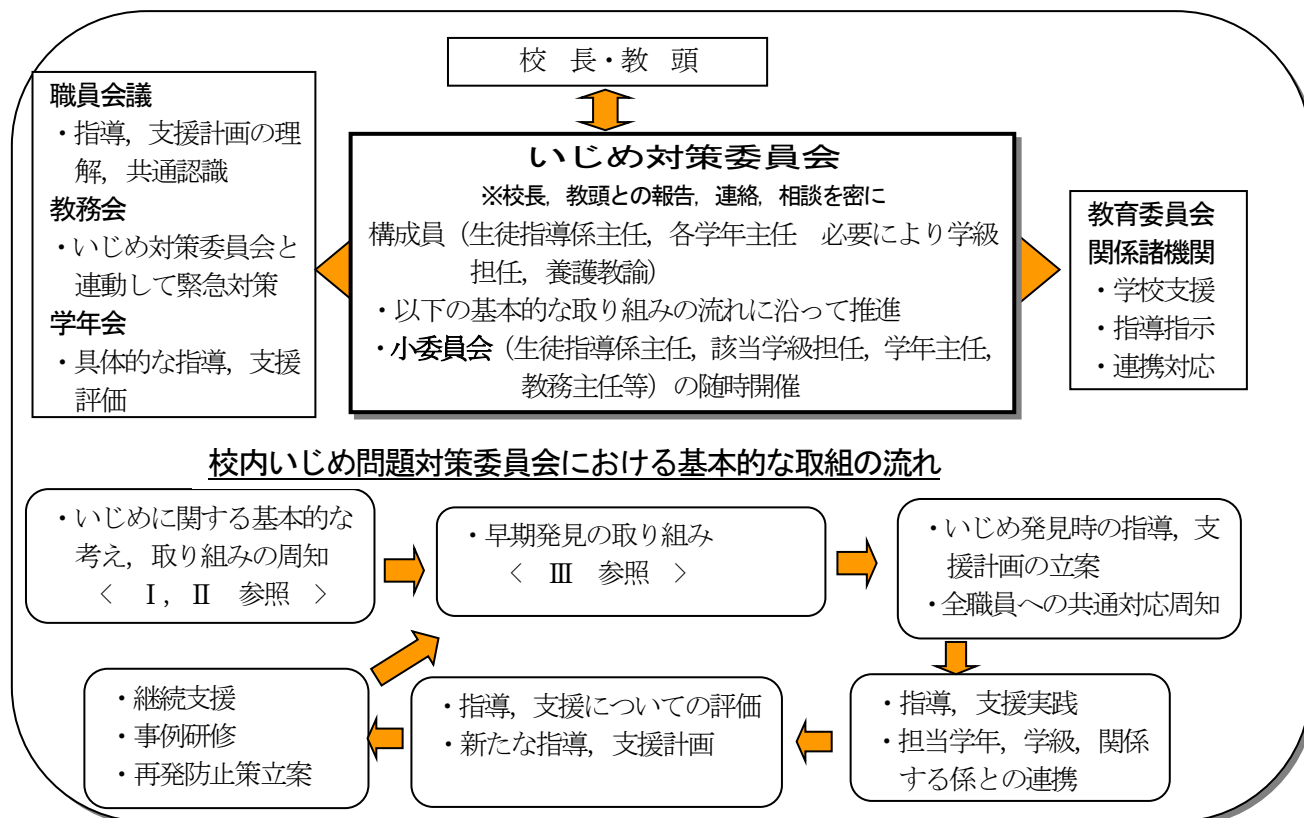
- (1) 本人や保護者、周囲の者からの訴え・悩みの受け止めの中から。 (教師の使命・本業)
- (2) 日記や会話、交遊状況、表情や言動、遊びや学習への取り組み、変わった点、ストレスへの配慮や気づきの中から。
- (3) 校内職員 (養護教諭, 事務官, 図書館指導員, 業務員等も含め) からの聞き取りを通して。
- (4) いじめにかかわる実態アンケート調査, 生活アンケートなどの実施, 一歩踏み込んだ聴き取り調査。
- (5) 学年・学級懇談会, PTAの諸会合等で話題提供をし, リサーチする中で。

3. チェックシートの活用

県教委より出されているチェックシートを活用し, 折々にチェックを行う。

- (1) 子どもの様子チェックシート (学校用)
- (2) 子どもの様子チェックシート (家庭用)
- (3) 学級の様子チェックシート

IV いじめ対応の組織とその役割



いじめ事象発生時の対応マニュアル

※自殺予告対応は必要に応じて矢印をとばし必要に応じて早急に対応

<いじめの発見>

発見者 ← 児童本人の訴え 児童の報告 サインの発見 保護者からの通報・報告

校長・教頭

緊急対応指示
・分担指示
即日実施
生徒指導主任
と連絡

情報の集約
緊急対応の周知

緊急連絡

いじめ対策委員会
・事実の整理
・対応方針決定
・役割分担決定
・記録の累積
緊急職員会の招集

組織的な対応指示
いつ、だれが、だれに、
どのようなねらいで
どのような指導支援を
・報告、連絡、相談
の徹底

いじめ対策委員会
・いじめの構造の見極め
・各学級へのおろし方
・謝罪の会の持ち方
・役割分担確認
・保護者への説明会実施
の可否、実施時期、実
施方法検討

事故報告作成・提出
継続的支援
再発防止の取り組み

いじめられた児童への対応

・事実関係把握のための事情聴取（可能な範囲で）
・心のケア ・全面的支援
・安全確保

いじめた児童への対応

・事実関係把握のための事情聴取（状況・経過・背景）
・複数の場合は個々

周囲の児童への対応

・動揺を与えない
・事実関係把握のための状況聴取

保護者への対応

・管理下で起きてしまったことの謝罪
・正確な事実関係の報告
・共通歩調での指導・支援の依頼・様子観察依頼

市教育委員会 南信教育事務所 諏訪校長会長 諏訪市長 PTA 三役
・事実の連絡 ・指導指示を受ける ・支援要請

報道機関
・校長経由の
窓口の一本化

いじめ対策委員会 <校長方針を受け、具体的対応確認>

・事実確認・・・緊急対応で得た情報の共有と事実関係の確認
・児童、保護者、関係諸機関との当面の対応のあり方確認
・全職員で対応するための役割分担の確認
・職員会の招集（口頭報告等） ・報道機関への対応確認

緊急職員会開催

・情報の共有化
・役割分担の確認
・留意事項の確認

いじめられた児童へ

・児童のつらい心情への共感をすすめる。
・児童のプライバシーやプライドの尊重
・時間をかけてじっくりと聞き、事実を確認していく。

いじめた児童へ

・いじめをやめさせ、時間をかけて相手の苦しみ、痛みを考えさせる。
・いじめに至る原因をともに考え、解決の方向を共に探る。

周囲の児童へ

・けんかやめ事とは違うことを具体的に知らせる。
・いじめられている児童の痛みに関心させる。
・集団の力で阻止できることへの希望を持たせる。

保護者との連携

・直接会い誠意を持って話す。
・わかってきた事実を正確に伝える。
・学校・家庭での様子の情報交換を綿密におこなう。
・いじめを根絶する意志と取り組みの方向を具体的に伝え、理解を得る。

いじめられた児童

・つらい気持ちを吐露できる支援
・止めてほしいと意思表示のできる支援

いじめられた児童保護者

・痛み、不安への共感

謝罪の会

・当事者間で（必要に応じて保護者も）謝る。
・過不足無く説明し、謝罪する。
・「すみませんでした。ごめなさい」「もう、二度としません」の二語を確認する。出なければ言わせる。

いじめた児童

・いじめるに至った経緯に立ち、自分の言葉での謝罪を促す。
いじめた児童保護者
・親の問題として受け止めた謝罪を促す。

各学級での指導

・発達段階に合わせた指導
・いじめは許されないこと
・いじめを大人に伝えること

いじめられた児童

・心のケアの継続と自立に向けた支援
いじめられた児童保護者
・不安解消に至るまで継続的に連絡を取り、連携して支援を行う。

いじめた児童

・謝罪したことが守れる支援の継続
・いじめに至った背景を解消する支援
いじめた児童保護者
・家庭の教育力向上のための連携強化

職員会開催

・いじめ事象全体像の報告、確認
・再発防止策の確認
・継続支援策の確認